

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先 法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出 額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定 める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額	交付又は支出日 等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分		
(公社)日本マリンエンジニアリング学会	会費(年会費)	150,000	80,000	平成24年1月27日	産学との研究の重複排除、連携による知見の活用、当所の研究成果の普及の観点からマリンエンジニアリング学会との連携を図るため。	公社	国所管	当該支出は産学との研究の重複排除、連携による知見の活用、当所の研究成果の普及の観点からマリンエンジニアリング学会との連携を図る上で必要である。今回、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日付行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限ることとし、精査を行った結果、平成24年度より必要最低限の支出に抑えることとした。	有
(特社)日本監査役協会	会費(年会費)	100,000	100,000	平成23年5月27日	当該法人の発行する定期刊行物購読や主催する講演会等への参加により監査方法等の情報収集を行い監事監査の向上を図るため。	特社	国所管	当該支出は当該法人の発行する定期刊行物購読や主催する講演会等への参加により監査方法等の情報収集を行い監事監査の向上を図る上で必要である。今回、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日付行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限ることとし、精査を行った結果、平成24年度より必要最低限の支出に抑えることとした。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先 法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出 額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定 める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額	交付又は支出日 等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分		
(公社)日本船舶海洋工学会	賛助会費(年会費)	580,000	30,000	平成23年7月28日	産学との研究の重複排除、連携による知見の活用、当所の研究成果の普及の観点から海洋工学会との連携を図るため。	公社	国所管	当該支出は産学との研究の重複排除、連携による知見の活用、当所の研究成果の普及の観点から海洋工学会との連携を図る上で必要である。 今回、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日付行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限ることとし、精査を行った結果、平成24年度より必要最低限の支出に抑えることとした。	有
(特財)高度情報科学技術研究機構	会費(年会費)	200,000	200,000	平成23年5月27日	放射線遮蔽に関する研究に必要なソフトウェアの利用の条件として入会が必須。	特財	国所管	当該支出は放射線遮蔽に関する研究に必要なソフトウェアの利用の条件として入会が必須である。 今回、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日付行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限ることとし、精査を行った結果、平成24年度より必要最低限の支出に抑えることとした。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先 法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出 額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定 める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額	交付又は支出日 等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分		
(特財)日本船舶技術研究協会	特別賛助会費(年会費)	700,000	150,000	平成23年6月3日	産業界のニーズ把握、当所の研究 成果の活用促進、IMO・ISO等国際 基準化に関する活動の推進等の観 点から産学官との連携を図るため。	特財	国所管	当該支出は産業界のニーズ把握、当所の 研究成果の活用促進、IMO・ISO等国際基 準化に関する活動の推進等の観点から産 学官との連携を図る上で必要である。 今回、「独立行政法人が支出する会費の見 直しについて」(平成24年3月23日付行政改 革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なも のに限ることとし、精査を行った結果、平成 24年度より必要最低限の支出に抑えること とした。	有
(特財)日本船舶技術研究協会	賛助会費(年会費)	400,000	150,000	平成23年6月3日	産業界のニーズ把握、当所の研究 成果の活用促進、IMO・ISO等国際 基準化に関する活動の推進等の観 点から産学官との連携を図るため。	特財	国所管	当該支出は産業界のニーズ把握、当所の 研究成果の活用促進、IMO・ISO等国際基 準化に関する活動の推進等の観点から産 学官との連携を図る上で必要である。 今回、「独立行政法人が支出する会費の見 直しについて」(平成24年3月23日付行政改 革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なも のに限ることとし、精査を行った結果、平成 24年度より必要最低限の支出に抑えること とした。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先 法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出 額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定 める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額	交付又は支出日 等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分		
(特社)日本船用工学会	賛助会費(年会費)	100,000	50,000	平成23年6月24日	船用工業界のニーズ把握、当所の 研究成果の活用促進等の観点から 産業界との連携を図るため。	特社	国所管	当該支出は船用工業界のニーズ把握、当 所の研究成果の活用促進等の観点から産 業界との連携を図る上で必要である。 今回、「独立行政法人が支出する会費の見 直しについて」(平成24年3月23日付行政改 革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なも のに限ることとし、精査を行った結果、平成 24年度より必要最低限の支出に抑えること とした。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。